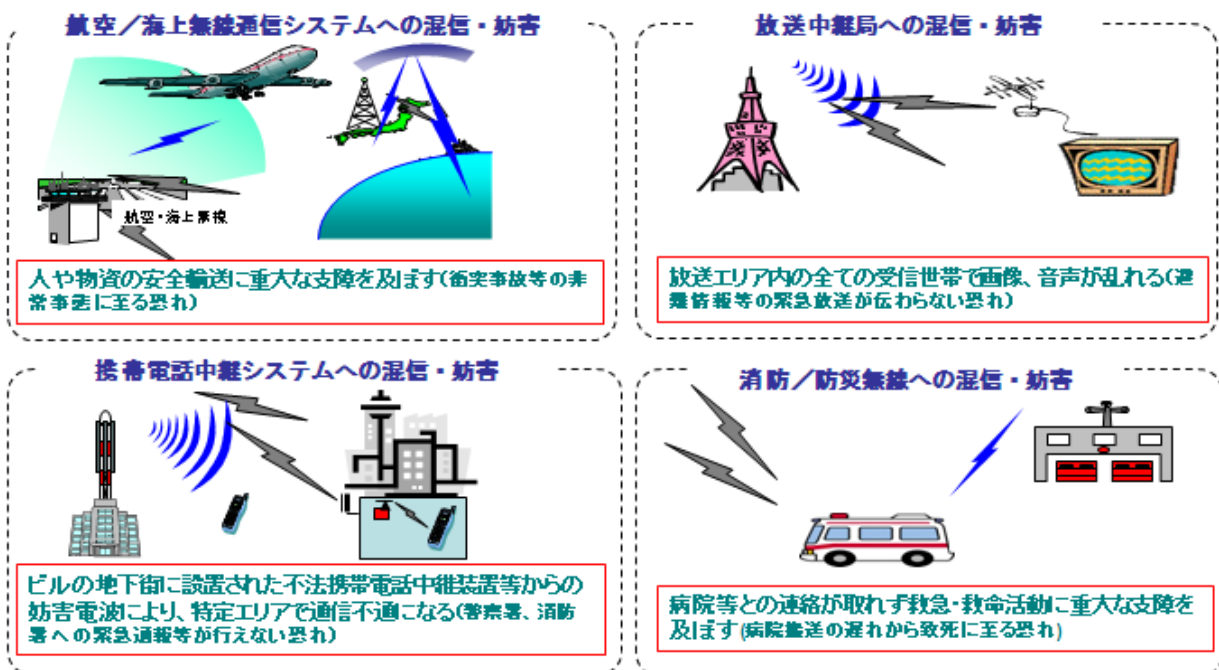


九州管内の電波監視概況

1 混信妨害等の申告概況

- 平成20年度の申告件数は300件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
 - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告65件(22%)。
 - タクシー無線やテレビなど一般の無線通信に関する申告221件(74%)。
 - パソコンやオーディオ機器など電子機器に関する申告14件(4%)。
- 申告のあった300件への措置状況は以下のとおり。
 - 調査・対策指導により解消したもの 175件。
 - 調査中に自然消滅したもの 108件。
 - 継続して調査中のもの 17件。

【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】



2 不法無線局対策の状況

- 平成20年度の共同取締りは、13回実施し摘発局数は21局で内訳は以下のとおり。
 - 不法アマチュア無線 2局
 - 不法パーソナル無線 13局
 - 不法市民ラジオ 5局
 - その他 1局

(参考)不法無線局はテレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあり、警察署と共同取締りを実施。



- アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導しており、平成20年度の指導局数は388局。
- 日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機(FRS・GMRS)に対しては電波監視を行い、使用を確認した場合は正常化に向けて指導。
 - FRS:Family Radio Service(主に米国内での使用)
 - GMRS:General Mobile Radio Service(主に米国内での使用)

3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施。
 - 市民への周知・啓発として6月にテレビ広告、電車中吊りポスター等を実施。
 - 不法無線機器が出回らないよう鹿児島市、佐世保市、佐賀市、奄美市の家電量販店、ディスカウント店等62店舗へ周知、指導。
電波法への適合が疑わしい無線機器の大半は、ワイヤレスの音響・映像用途。

